

会員通知 第43号  
平成20年 4月28日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤義郎

役員選任手続きの明確化に伴う「役員選挙規則」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「役員選挙規則」の一部改正を行い、平成20年5月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、理事長、理事及び監事の選任手続きについては、定款に定めのある場合又は総会の決議により別に定める場合を除いて、役員選挙規則によることとされているが、理事長の選挙手続き及び会員外理事の選挙手続きを、より明確にするため「役員選挙規則」の一部について所要の改正を行うこととするものです。

役員選挙規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、定款第 7 6 条の規定に<u>基</u> <u>づいて行う</u>役員<u>の選挙</u>に関し必要な事項を定 める。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(理事長選挙手続き)</u></p> <p>第 1 条の 2 <u>定款第 6 7 条第 1 項に規定する理</u> <u>事長選挙における投票は、予め会員理事又は</u> <u>会員外理事が推挙した候補者について行うも</u> <u>のとする。</u></p> <p><u>(会員外理事選挙手続き)</u></p> <p>第 1 条の 3 <u>定款第 6 7 条第 3 項に規定する会</u> <u>員外理事の選挙における投票は、理事長又は</u> <u>会員理事が予め推挙した候補者について行う</u> <u>ものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の選挙については、正会員の投票に代</u> <u>えて、定時会員総会における出席会員代表者</u> <u>の 3 分の 2 以上の同意を得て当選人とするこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>(選挙権)</p> <p>第 2 条 <u>理事長の選挙における選挙権は、1 理</u> <u>事につき 1 個とし、会員理事、会員外理事及</u> <u>び監事の選挙における選挙権は、1 正会員に</u> <u>つき、1 個とする。</u></p> <p>(投 票)</p> <p>第 4 条 <u>正会員が行う役員選挙の投票は、正会</u> <u>員の会員代表者（定款第 1 1 条の規定により、</u> <u>臨時会員代表者を定めた場合は、臨時会員代</u> <u>表者。）が行うものとする。</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、定款第 7 6 条の規定に<u>基</u> <u>づき、正会員が行なう</u>役員<u>の選挙</u>に関し必要 な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(選挙権)</p> <p>第 2 条 選挙権は、1 正会員につき、1 個とす る。</p> <p>(投 票)</p> <p>第 4 条 投票は、正会員の会員代表者（定款第 1 1 条の規定により、臨時会員代表者を定め た場合は、臨時会員代表者。）が行<u>な</u>うものと する。</p>

(投票の委任)

第5条 正会員が行う役員選挙の投票は、他の正会員の会員代表者に委任することができる。

2 他の正会員の委任を受けて投票を行う場合は、その委任を証する書面を提示しなければならない。

(選挙の通知)

第8条 本所は、選挙の期日その他選挙に関して必要な事項を、選挙の期日の少なくとも7日前に、各理事又は各正会員に通知するものとする。

(当選人の決定)

第9条 前条の場合を除き、会員理事又は会員監事の選挙の当選人は、得票数の多い者から順次これを決定する。ただし、選挙すべき会員理事又は会員監事の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票がなければならない。

2・3 (略)

(投票の全部無効)

第10条 次の各号の一に該当する場合は、その選挙における当該投票人の投票全部を無効とする。

(1)～(3) (略)

(投票の一部無効)

第11条 被選挙人の何人を記載したかを確認しがたい場合は、その選挙における当該投票人の投票のうち、該当する票のみを無効とする。

2 (略)

(選挙録)

第14条 役員選挙については、選挙録を作

(投票の委任)

第5条 投票は、他の正会員の会員代表者に委任することができる。

2 他の正会員の委任を受けて投票を行なう場合は、その委任を証する書面を提示しなければならない。

(選挙の通知)

第8条 本所は、選挙の期日その他選挙に関して必要な事項を、選挙の期日の少なくとも7日前に、各正会員に通知するものとする。

(当選人の決定)

第9条 前条の場合を除き、当選人は、得票数の多い者から順次これを決定する。ただし、選挙すべき会員理事又は会員監事の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票がなければならない。

2・3 (略)

(投票の全部無効)

第10条 次の各号の一に該当する場合は、その選挙における当該会員の投票全部を無効とする。

(1)～(3) (略)

(投票の一部無効)

第11条 被選挙人の何人を記載したかを確認しがたい場合は、その選挙における当該会員の投票のうち、該当する票のみを無効とする。

2 (略)

(選挙録)

第14条 会員理事および会員監事の選挙につ

成し、投票に関する次第および開票の結果を記載し、選挙立会人が記名押印するものとする。ただし、第1条の3第2項の規定により定時会員総会で同意を得た会員外理事の選挙については、この限りでない。

付 則

この改正規定は、平成20年5月1日から施行する。

いては、選挙録を作成し、投票に関する次第および開票の結果を記載し、選挙立会人が記名押印するものとする。